

令和 4 年 11 月 2 日

各 位

一般社団法人 名古屋銀行協会

名古屋手形交換所の業務終了のお知らせ

当協会が運営する名古屋手形交換所につきましては、全国の金融機関が参加する電子交換所による交換決済が令和4年11月4日から開始されることに伴い、同年11月2日の交換決済をもって、その交換業務を終了いたしました。

永年にわたる名古屋手形交換所へのご芳情に深く感謝いたします。



明治 35 年 9 月	名古屋銀行集会所内に名古屋交換所を設置
大正 8 年 3 月	名古屋手形交換所と改称
昭和 20 年 6 月	戦時下の緊急対策として交換業務を日本銀行名古屋支店に移譲
昭和 21 年 1 月	名古屋銀行協会が交換業務を日本銀行名古屋支店から継承
昭和 45 年 10 月	愛知県手形交換所協議会を設立し、県下 27 の手形交換所の規則の整備・統一および手形交換地域の広域化を推進
平成 元年 4 月	手形交換所の併合等の推進により、名古屋手形交換所が愛知県内唯一の手形交換所(法務大臣指定)となる
令和 4 年 11 月	名古屋手形交換所の業務終了・廃止

名古屋手形交換所の交換業務が終了しましても、現在の紙の手形・小切手は引き続き流通し、利用者の手続きに変更はありません。

金融機関に取立依頼された手形・小切手は、金融機関が手形・小切手を「イメージデータ」に変換して、電子交換所との間で送受信することにより、交換決済される仕組みとなります。

以上